

2021年度春学期における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する文教大学の活動指針（ガイドライン）

レベル	①国レベルの宣言・警告による判断基準	②学生が通学圏域（一部三県）とする自治体レベルの宣言・警告による判断基準	授業・教育活動（学内）	授業・教育活動（学外）	研究活動	学生・学外者の入構	課外活動（学内）	課外活動（学外）	施設の貸し出し（学外）	学内会議
0	平常時	平常時	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	自粛制限はでていないが、感染への注意が必要な状態	自粛制限はでていないが、感染への注意が必要な状態	原則として対面での授業実施とする。ただし、科目の性質や履修者数等に応じて、授業回数全部または一部をオンライン形式で実施する場がある。	指導教員が感染防止差対策を確認して、かつ申請が許可された場合に可とする。（要申請書） 宿泊を伴う活動は禁止する。（大学院生および学部学生とも共通）	教員は通常通り。 大学院生および学部学生の参加は、指導教員の指導がある場合に学内で実施することを可とする。（要申請書）	通常通りとするが、制限する場がある。	学生委員会と対策支部が実施可能と認めた活動のみとする。（要申請書） 体育会や文化会所属団体、学友会に登録されているサークルのみ	学生委員会と対策支部が実施可能と認めた活動のみとする。（要申請書） 宿泊を伴う活動は禁止する。 体育会や文化会所属団体・学友会に登録されているサークルのみ	貸出可能と判断された場合は、通常通り可とする。	「各会議におけるオンライン会議、電子メールによる審議の取扱い（特例措置）」による。
2	自粛制限が出ており、感染への注意が必要な状態	自粛制限が出ており、感染への注意が必要な状態	原則として対面での授業実施とする。ただし、科目の性質や履修者数等に応じて、授業回数全部または一部をオンライン形式で実施する場がある。	指導教員が感染防止差対策を確認して、かつ申請が許可された場合に可とする。（要申請書） 宿泊を伴う活動は禁止する。（大学院生および学部学生とも共通）	教員は通常通り。 大学院生および学部学生の参加は、指導教員の指導がある場合に可とする。（要申請書） 大学院生および学生の参加は、基本的にオンラインで行うが、オンラインによる研究が不可能な研究のみ学内で実施する。（要申請書）	通常通りとするが、制限する場がある。	学生委員会と対策支部が実施可能と認めた活動のみとする。（要申請書） 授業日以外、体育会や文化会所属団体、学友会に登録されているサークルのみ	学生委員会と対策支部が実施可能と認めた活動のみとする。（要申請書） 宿泊を伴う活動は禁止する。 体育会や文化会所属団体・学友会に登録されているサークルのみ	貸出可能と判断された場合は、通常通り可とする。	「各会議におけるオンライン会議、電子メールによる審議の取扱い（特例措置）」による。
3	通学圏内に授業等の教育活動を制限しない緊急事態宣言が発出されている状態、またはその状態と同様であると対策本部が判断した場合	通学圏内に授業等の教育活動を制限しない緊急事態宣言が発出されている状態、またはその状態と同様であると対策本部が判断した場合	レベル2と同様とするが、条件を厳しくする場合がある。	指導教員が感染防止差対策を確認して、かつ申請が許可された場合に可とする。（要申請書） 宿泊を伴う活動は禁止する。（大学院生および学部学生とも共通）	教員は通常通り。 大学院生および学部学生の参加は、指導教員の指導がある場合に可とする。（要申請書） 大学院生および学生の参加は、基本的にオンラインで行うが、オンラインによる研究が不可能な研究のみ学内で実施する。（要申請書）	通常通りとするが、制限する場がある。	原則禁止とする。 学生委員会と対策支部が実施可能と認めた活動のみとする。（要申請書）	原則禁止とする。 学生委員会と対策支部が実施可能と認めた活動のみとする。（要申請書）	原則禁止とする。	「各会議におけるオンライン会議、電子メールによる審議の取扱い（特例措置）」による。
4	通学圏内に授業等の教育活動を制限する緊急事態宣言が発出されている状態、またはその状態と同様であると対策本部が判断した場合	通学圏内に授業等の教育活動を制限する緊急事態宣言が発出されている状態、またはその状態と同様であると対策本部が判断した場合	オンライン授業のみ実施する。	禁止 『教育実習、介護等体験実習、インターンシップ実習など学外の授業に関わる実習については、受入れ先（相手先）が可とする判断基準を考慮して、対策支部等で個別に判断する。』	教員は出張禁止（大学院生、学生の参加はオンラインでのみ可とする）	禁止	禁止 （オンラインでの活動は可能）	禁止 （オンラインでの活動は可能）	禁止	原則オンライン会議とする。

- I、①と②に加えて、市中感染状況の深刻度（感染経路不明者/感染者×100（通学圏内である東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県直近）を勘案して該当レベルとする。
- II、対面授業を受けない学生については、オンライン授業で対応する。
- III、学内に感染者が確認された場合は、保健所の指示に従い、各活動を制限する。
- IV、市中感染状況に関して、国の分科会等から新たな指針が示された場合は、それらをレベル設定基準として検討する。
- V、全ての指針は、その前提として大学が示した方針に基づく事とする。